

【 検 査 】

320 心臓性浮腫に対するNT-proBNPの連月算定について

《令和6年10月31日》

○ 取扱い

心臓性浮腫に対するD008「20」脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）の連月の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

脳性Na利尿ペプチド（BNP）の前駆体である脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）は、BNPと同様に心筋負荷により分泌が亢進する。このため、心不全の診断又は病態把握に有用なマーカーであり、厚生労働省通知※に「心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。」と示されている。

心臓性浮腫は、心不全に伴う浮腫であり、当該検査の連月の測定は、心不全の病態把握に有用である。

以上のことから、心臓性浮腫に対する当該検査の連月の算定は、原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について